

その他の事業のその他における立木等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	14~15	耕作放棄地再生現場で、チェーンソーにて松の立木を伐採作業中、切り倒し方向の谷側に切り口を入れ、倒そうとしている時、倒れずに樹皮が残り、伐採木が垂直に跳ね上がり、右足首に落下し、負傷した。	61	—
2	14~15	ゆず畑にて剪定作業後の木を運ぶ最中に枝が跳ね、左眼を直撃した。	22~99	50
4	14~15	森林調査のため林班へ行き、小班（スギ・カラマツ人工林）で同僚2名と調査区域をペンキ塗布による表示作業中、GPS機器により区域確認をしながら、右手で灌木につかまりながら斜面（傾斜約30度）を横切っているとき、倒伏していた灌木が突然跳ね上がり、被災者の右目に当たった。	72~49	30
5	12~13	小学校敷地内にて、カラスの巣を撤去するため、2連ハシゴで木に登り安全帯を固定しようとした際に、掴んでいた枝が折れて落下した。	26~49	30
6	13~14	被災労働者が作業中に足元の枝に躓き、ゆるい斜面を1m滑り、着地した時に足をひねり、尻もちをついた。	30~99	50
7	13~14	樹木伐採作業をしていた時、伐採後の横たわった樹木の枝処理中、支点となっていた枝を切った際に、樹木本体のバランスが崩れ、他の枝が身体に接触し、右腕と右足を負傷した。	56~29	10
		当日、被災者は同僚2名とともに始業時のミーティング後、調査箇所区域標示に周		

9	10～ 11	側野帳の記録者として従事していた。区域確認のために傾斜約10度の緩斜面を下方に向かって調査していた時、歩行に支障となるヒバ幼樹（胸高径6cm位）を踏みつけて乗り越えようとした際に、枝に足を取られて前のめりに転倒し地面に右手の手のひらをついて受災した。	67	～ 99	50
10	9～ 10	台風21号の通過後に、他の職員と2名で通路パトロールを実施していたところ、暴風雨で折れた大きな木の枝が通路上に落下して車両通行の支障となっていた。他の職員と前後を持って路肩まで運ぼうとしたところ、前を持っていた職員の足がもつれて転倒し、右大腿部及び右手首を骨折した。	63	～ 49	30
10	9～ 10	当事業場内で落下の危険性のある樹木を剪定していたときに、切った枝が被災者の下肢に直撃し負傷したものである。被災時の状況は安全带及びヘルメットを装着し、固定した梯子に登り、高さ約2mのところ作業をしていた。	71	～ 29	10
10	11～ 12	11区付近の倒木を撤去及び処理場への運搬中、処理場までの移動距離があった。かつ、階段の上り下りもきつく、人力での運搬により身体に強い負荷がかかり腰を痛めた。	58	～ 29	10
10	14～ 15	山の崖上にて伐採中、落下する可能性のあるすべりやすい傾斜地で、落下防止のため持っていた杖が折れ転落した。	41	～ 29	10

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_11.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html)